

## 苫小牧市小・中学校保護者向け一斉情報配信システム利用規約

### (概要)

第1条 本規約は、苫小牧市小・中学校保護者向け情報一斉情報配信システム運用要綱（以下「要綱」という。）第8条に基づき、苫小牧市小・中学校保護者向け一斉情報配信システム（以下「システム」という。）による情報配信の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

### (登録者)

第2条 配信メール・LINE・専用アプリによる通知（以下「配信メール等」という。）を受信しようとするものは、要綱第8条に基づき、システムに登録をするものとする。

### (利用料金)

第3条 システムの利用料は、携帯電話会社の課金する通信料を除き無料とする。

### (利用可能期間)

第4条 登録者は、次の各号に掲げる期間において配信メール等を受信することができる。

- (1) 登録者が苫小牧市立小・中学校児童生徒の保護者として登録した場合は、本登録手続きが完了した日から、児童生徒がシステム登録時と同じ学校を卒業する日の属する年度の末日、または、児童生徒がシステム登録時と同じ学校を転校した日まで
  - (2) 登録者が苫小牧市立小・中学校関係者として登録した場合は、本登録手続きが完了した日から登録した学校が登録を解除した日まで
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当したときは、前項各号に定める期間であっても登録情報を削除し、それ以後配信メール等の配信を行わない。
- (1) 登録者が要綱第8条2項に定める事由に該当したとき
  - (2) 登録者が登録を解除したとき

### (配信内容)

第5条 配信メール等では、次の各号の内容を配信する。

- (1) 気象状況等による臨時休業や学校伝染病等による学校・学年・学級閉鎖などの緊急連絡
- (2) 事件・事故の発生状況や行事等の開催に関する緊急情報
- (3) 学校行事の案内や家庭教育に関する教育情報
- (4) メンテナンスなど周知が必要となったシステムに関する情報
- (5) その他、教育長、校長が必要と認める情報

### (配信の停止)

第6条 次の各号に該当する場合には、配信メール等の配信を停止するものとする。

- (1) 登録者が指定した配信先メールアドレスへの配信が、複数回にわたって受信されない場合
- (2) システムの保守・管理、天災・災害等によりシステムの運用が困難な場合
- (3) その他システム管理者が必要と認めた場合

### (利用規約の変更)

第7条 教育長が必要と認めたときは、本規約を変更することができ、それを配信メール等で登録者に通知した時点で、登録者が当該変更に同意したものとみなす。

### (保護者連絡機能の活用)

第8条 保護者連絡機能では、保護者が学校に子どもの出席状況に係る連絡をすることができる。  
なお、これまでと同様に電話等での連絡も可能とする。

(保護者連絡機能の活用方法)

第9条 保護者は、次の各号に掲げる事項を踏まえて保護者連絡機能を活用できる。

- (1) 欠席、遅刻等の理由や連絡可能時刻については、各学校の実態に合わせて設定を行う。
- (2) 学校からの確認メールが保護者に届いた時点で、連絡が終了したこととする。

附則

本規約は、令和3年4月1日から施行する。

本規約は、令和5年6月26日から施行する。